

医療的ケアが必要な お子さんと家族のための ガイドブック



令和7年度
長岡市

はじめに

このガイドブックでは、医療的ケアが必要なお子さんご家族の不安感や負担感を少しでも軽減していただくために、お子さんの成長過程に合わせた相談窓口や支援制度等の必要な情報をご紹介します。

本市においては、平成30年度より医療的ケア児支援関係機関連絡会議を開催し、関係機関で連携しながら医療的ケアが必要なお子さんご家族のための支援のあり方について検討してまいりました。そのなかで、ご家族やご支援されている方からご意見をいただき、このたびガイドブックを作成しました。

このガイドブックが医療的ケアが必要なお子さんご家族をはじめ、手に取っていただいたすべての皆様のお役に立つことができれば幸いです。

目次

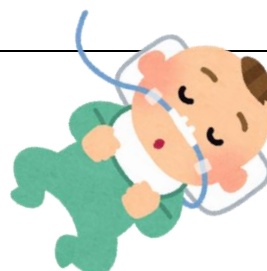
1. 医療的ケアとは	P2
2. 長岡市の支援	P3
3. 各種制度	
(1) 障害者手帳	P6
(2) 医療費助成	P6
(3) 手当・年金	P8
(4) 補装具・日常生活用具	P9
(5) その他助成、減免、優遇制度等	P10
4. 福祉サービス	
(1) 福祉サービスについて相談したい	P15
(2) 事業所に行って支援を受けたい	P15
(3) 自宅等に訪問してもらって支援を受けたい	P16
福祉サービス利用の流れ	P17
5. 長岡市のその他ガイドブック	P19
6. すてやかファイル	P19
7. 子育て情報	P19
8. 保育園・認定こども園等への入園	P20
9. 教育	P21
10. 災害時に備えて	P22

1. 医療的ケアとは

病気を治す治療行為としての医療とは区別され、日常生活に必要な呼吸や栄養補給をお手伝いするための医療的な生活援助行為のことです。

医療的ケアの主な種類

種類	内容
酸素療法	体の中の酸素が足りない場合に、酸素濃縮器や酸素ポンプを用いて、カテーテルやマスクを通して、口鼻や気管切開部から酸素を補います。
人工呼吸器の管理	自分で呼吸をすることが難しいまたは自分の呼吸だけでは不十分な場合に、人工呼吸器という機械を用いて、人工的に息を吸ったり吐いたり（呼吸管理）をします。
気管切開の管理	喉（のど）の皮膚と気管に孔（あな）をあけ、そこに気管カニューレという器具を挿入し、空気の通り道（気道）を確保して、呼吸をしやすくします。切開部の消毒など、衛生を保ちます。
吸引	自分で痰や鼻水を出したり、唾液を飲み込むのが難しい場合に、鼻や口、気管内に吸引カテーテルを入れてそれらを取り除きます。
経管栄養	口から食事や水分などを十分にとれない、または誤嚥により肺炎等を起こしやすい子どもが安全に食事をとるための方法です。 ◇経鼻経管栄養 鼻から胃や腸までカテーテルを挿入して、流動食などの栄養剤や水分等を胃や腸に直接送ります。 ◇胃ろう・腸ろう お腹から胃や小腸に小さな孔（あな）をあけ、カテーテルを通して、流動食などの栄養剤や水分等を送ります。
導尿	自力で尿をうまく出せない場合に、尿道口から膀胱までカテーテルを入れ、膀胱に溜まった尿を排出します。
人工肛門（消化管ストーマ）	消化管が十分な機能を果たせなくなった場合や腸を休ませる必要がある場合に、腸の一部をお腹の外（皮膚側）に出し、新しい排泄の出口として排便を管理します。人工膀胱の出口をストーマと呼び、ストーマがある人のことを「オストメイト」と呼びます。
その他、血糖測定・インスリン注射・ネブライザーの管理・中心静脈カテーテルの管理・皮下注射・透析などの処置があります。	



2. 長岡市の支援

こんなときに、
こんな疑問はありませんか？
様々なサービスや窓口を紹介します！



退院したけど、家族が子どもの
ケアをできない状況になったら
どうしよう・・・
預け先はあるのかな？



日中一時支援や短期入所
(ショートステイ) という
預かりサービスがあります！
⇒ P15へ



育休中・休職中だけど、
そろそろ働きたいな・・・
医療的ケアが必要な子でも
入園できるの？



入園のご相談は保育課へ！
⇒ P20
他にも通所支援(児童発達支援)
という選択肢もあります！
⇒ P15へ



なんだか色々手当や補助
があるけど、それぞれどこに
問合せればいいのか？



医療費助成や手当・年金、補装具
の補助など様々な支援を一覧で
掲載しています！各ページの問合せ
先をご覧ください。
⇒ P6～14へ

その他にも、お子さんの成長に合わせた支援を
紹介しています！ ⇒ 次ページへ！

出生



退院後

子育て支援

退院後の生活について相談できます。赤ちゃん訪問、乳幼児健診・予防接種など
⇒詳細：P19 【問合せ】こども家庭センター



障害者手帳 / 医療費助成 / 各種手当 / 補装具・日常生活用具

福祉課（アオーレ長岡）、各支所地域振興・市民生活課にて手続きが行えます。

自動車関連の税の減免 ⇒詳細：P12

どこに相談したらいいかわからない。
いきなり担当課へ相談するのは気が引ける…。
そんな時はこちらへ！

**医療的ケア児等コーディネーター
（こども家庭センター）**
TEL：0258-36-3727

さいわいプラザ（幸町 2-1-1）
（平日）8：30～17：00

医療的ケア児等コーディネーターとは？

お子さんの退院、就園・就学やサービス
利用開始時などライフステージの節目での
相談や関係機関との連絡調整などを行います。

医療機関や保健師、相談支援専門員等と一緒に、
お子さんやご家族の生活に寄り添って、
サポートしていきます。



いろんな迷いがあるって
当たり前！気軽にこ
づ相談ください！

障害福祉サービス（日中一時支援・短期入所

子どもから大人まで使える福祉サービスで、通所や訪問など

通所支援（児童発達支援・

お子さんの療育を目的とした福祉サービスです。

小児慢性特定疾病児の支援

小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続きや難病患者、

新潟県でも、相談や情報提供
を行っています！

**新潟県医療的ケア児支援センター
「ゆい・にじいろ」**
TEL：0258-89-6544

長岡療育園（深沢町 2278-8）
（平日）9：00～17：00

乳幼児期

TEL : 0258-36-3790



学齢期



成人期

障害基礎年金

⇒詳細：P 8

【問合せ】国保年金課

TEL : 0258-39-2250

/ その他助成、優遇制度、くらしに関わる制度等

⇒詳細：P 6～14

【問合せ】福祉課 障害活動係 TEL : 0258-39-2343

医療費助成係 TEL : 0258-39-2319

居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援

様々な種類があります。 ⇒詳細：P 15～18

【問合せ】福祉課 障害支援係 TEL : 0258-39-2218



放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

⇒詳細：P 15～17 【問合せ】こども家庭センター TEL : 0258-36-3727

小児慢性特定疾病児の支援に関する相談ができます。

⇒詳細：P 9 【問合せ】長岡地域振興局（長岡保健所） TEL : 0258-33-4931

保育園・幼稚園等

入園や園での生活について
相談できます。⇒詳細：P 20

【問合せ】保育課

TEL : 0258-39-2219



教 育

就学や学校での生活について
相談できます。⇒詳細：P 21

【問合せ】学校教育課

特別支援教育係

TEL : 0258-39-2249



すこやかファイル

お子さんに関わる支援者からお子さんの資料をもらって、とじて、いろいろな支援の場面で見せて使う相談支援

3. 各種制度

(1) 障害者手帳

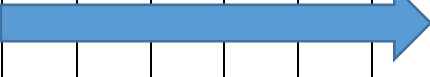
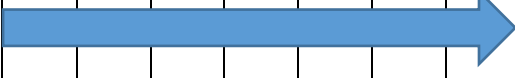
身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
身体障害者福祉法等に基づく各種サービスを受けるときに必要な手帳を交付します。 【対象】 視覚や聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障害のある人	知的障害のある人が各種サービスを受けやすくするために交付しています。 【対象】 児童相談所または知的障害者更正相談所において知的障害と判定された人	精神障害がある方の福祉や、社会参加、社会復帰をしやすいするために交付しています。 【対象】 精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人
【問合せ】 アオーレ長岡 福祉課 TEL：0258-39-2343 または各支所地域振興・市民生活課		

(2) 医療費助成

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳～	問合せ
子どもの医療費助成	高校卒業までの子どもの医療費の自己負担分を助成								アオーレ長岡 福祉課 (医療費助成係) TEL：0258-39-2319
		満18歳到達後最初の3月31日まで							
自立支援医療（精神通院）支給制度 ※事前申請が原則	精神に関する病気の指定医療機関で治療した通院医療費の一部を助成 ※原則1割負担（所得に応じた負担上限額あり）								
自立支援医療（育成医療）支給制度 ※事前申請が原則	18歳未満の身体に障害のある（障害を残すと認められる）児童に対して、治療効果が期待できる治療費の一部を助成 ※原則1割負担（所得に応じた負担上限額あり）								

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳~	問合せ
精神障害者の医療費助成	統合失調症や精神遅滞など精神に関する病気の治療を受けている子どもの医療費を助成 ※自己負担額の3分の1								アオーレ長岡 福祉課 (医療費助成係) TEL：0258-39-2319
重度障害者の医療費助成	次のいずれかに該当する方の医療費の自己負担分を助成 ○身体障害者手帳 1～3級 ○療育手帳 A 判定 ○精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※所得制限あり								
ひとり親家庭等医療費助成	高校卒業まで（障害者は20歳未満）の子どもを養育しているひとり親家庭の親と子の医療費の自己負担分を助成 ※所得制限あり								
未熟児養育医療	一定の症状を有している乳児（1歳未満）の指定養育医療機関での入院医療費及び入院中の食事療養費の自己負担分を助成 ※課税状況により自己負担あり								
小児慢性特定疾病医療費助成	対象疾病にかかっている18歳未満（認定後は20歳未満まで）の医療費及び食事療養費の一部を助成 ※原則2割負担（所得に応じた負担上限額あり）								新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 (長岡保健所) 地域保健課 TEL：0258-33-4931

(3) 手当・年金

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳~	問合せ
児童手当	高校生年代までの児童を養育している方 ※所得制限なし								さいわいプラザ 子ども政策課 TEL：0258-39-2355
児童扶養手当	高校卒業まで（障害者は20歳未満）の子どもを養育しているひとり親家庭の方 ※所得制限あり								アオーレ長岡 生活支援課 TEL：0258-39-2338
		満18歳到達後最初の3月31日まで							
特別児童扶養手当	基準を満たす障害のある20歳未満の子どもを養育している方 ※所得制限あり								アオーレ長岡 福祉課 （障害活動係） TEL：0258-39-2343
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障害があり、常時介護を必要とする方 ※所得制限あり ※施設入所は対象外								
障害基礎年金	20歳前から障害のある方は、20歳になった時に申請できます。ただし、請求にあたってはいくつかの要件を満たすことが必要です。詳しくは、事前にお問合せください。								アオーレ長岡 国保年金課 （国民年金担当） TEL：0258-39-2250 または各支所地域振興・市民生活課
新潟県心身障害者扶養共済制度	障害者の保護者が加入者となり掛金を納付することで、保護者が万一死亡又は重度障害になった場合に、障害者に年金が支給される制度								アオーレ長岡 福祉課 （障害活動係） TEL：0258-39-2343

(4) 補装具・日常生活用具

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳~	問合せ
補装具費支給制度 ※購入等の前に申請	身体に障害のある方及び難病患者等の方が障害によって失った身体上の機能を補うため補装具の購入や修理に要する費用を支給 ※原則1割負担（所得に応じ負担上限額あり）								アオーレ長岡 福祉課 （障害活動係） TEL：0258-39-2343
日常生活用具費、住宅改修費の給付 ※購入等の前に申請	身体に障害のある方及び難病患者等の方が日常生活での利便性向上や安全確保に必要となる日常生活用具の費用、住宅改修の費用を給付 ※原則1割負担（所得に応じ負担上限額あり）								
軽・中等度難聴児補聴器購入費支給事業 ※購入前に申請	両耳とも聴力が30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の子どもが補聴器を購入する場合、購入費の一部を支給 ※購入金額の3分の2（基準額を超えた場合は基準額）								
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付制度 ※事前申請要	小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受け、障害者手帳や療育手帳による補装具費の支給制度及び日常生活用具の給付制度の対象とならない方に日常生活を過ごしやすいするための用具を給付 ※給付種目や課税状況により給付額が異なる。								

(5) その他助成、減免、優遇制度等

○交通費、自動車関係

名称	内容	対象者	必要なもの	問合せ
タクシー利用券 または自動車燃料費の助成 (※併用不可)	・タクシー利用券 1年度あたり 15,000 円分 ・自動車燃料費の助成限度額 ガソリン及び軽油が対象 1年度あたり 最高 15,000 円	・身体障害者手帳 1～3級（3級は一部のみ） ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	・左記のいずれかの手帳 ・印鑑 【燃料費助成のみ】 ・運転免許証 ・車検証の写し ・助成対象者名義の預金通帳	アオーレ長岡 福祉課 (障害活動係) TEL：0258-39-2343
駐車場指定除外	・駐車禁止の場所に駐車できる（利用上の制限あり） ・標章の掲示が必要	・身体障害者手帳 1～4級（2～4級は一部のみ） ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級など	・左記のいずれかの手帳 ・印鑑 ・住民票の写し	住所地を管轄する警察署交通課へ
新潟県おもいやり駐車場制度	・協力店の「おもいやり駐車場」を利用できる。 ・利用証の掲示が必要	・身体障害者手帳 1～6級（2～6級は一部のみ） ・療育手帳 A・B ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 ・発達障害のある児童（医師が認めた場合） ・難病患者、妊産婦など	・左記のいずれかの手帳 ・医師の診断書など	アオーレ長岡 福祉課 (障害活動係) TEL：0258-39-2343
身体障害者用自動車改造費助成事業 ※事前申請要	・身体障害者の社会参加のために必要となる自動車の改造費または福祉車両購入費の一部を助成	介護者運転の場合 ・身体障害者手帳 1、2 級で自ら運転できない車いす使用者（所得制限あり）	・左記の手帳 ・改造費の見積書 ・運転免許証	

○運賃、公共料金等の割引関係

名称	内容	対象者	必要なもの	問合せ
交通運賃の割引 (鉄道、バス、 旅客船、飛行 機)	児童本人、もしくは 本人と介護者の運賃 が割引になります。 (割引内容は、障害 種別や交通機関によ って異なります。)	- 身体障害者手帳、療育手 帳又は精神障害者保健福 祉手帳の交付を受けた児 童等 (※) 障害の程度によっ て第 1 種と第 2 種に分 かれます。 (※) 飛行機は障害の程 度に関わらず、手帳の交 付を受けた人は介護人 1 名まで運賃が割引されま す(国内線に限る)。	- 左記のいずれか の手帳 →乗車券等の購入 時に手帳を掲示 (バスは運賃支 払時)	各交通機関
タクシー料金の 割引	タクシー料金 10% 割引 (他の割引制度と重 複は不可。ただしタ クシー利用券は併用 可)	- 身体障害者手帳、療育手 帳の交付を受けた児童 (※) 等級は関係なし - 精神障害者保健福祉手帳 の所持者への割引の有無 については、ご利用のタ クシー会社へお問い合わせ ください。	- 左記のいずれか の手帳 →料金精算時に 提示	各タクシー 会社
公共施設使用料 金の免除または 割引	利用料金が無料また は割引になります。 施設によって異なり ます。 (例) 国営越後丘陵 公園、市営の体育館 やプール、など	身体障害者手帳、療育手 帳、精神障害者保健福祉 手帳の交付を受けた児童 (障害の程度によつて は、介助者も無料または 割引の対象となる場合が あります。)	- 左記のいずれか の手帳 →利用券購入時に 提示	各施設

名称	内容	対象者	必要なもの	問合せ
有料道路通行料金（高速道路料金等）の割引	通行料金が 50%割引 （事前申請が必要） 【申請場所】 アオーレ 1 階・福祉窓口、各支所	- 身体障害者手帳 （※）障害の程度によって第 1 種と第 2 種に分かれます。 （※）第 2 種の方は本人が運転する場合のみ対象となります。 - 療育手帳 A	- 左記のいずれかの手帳 【ETC 利用の場合】 - 車検証 - ETC カード - ETC 車載器の管理番号が確認できるもの →事前申請が必要	アオーレ長岡 福祉課 (障害活動係) TEL：0258-39-2343

○自動車関連の税の減免

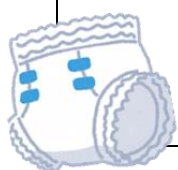
名称	内容	対象者及び必要なもの
①（軽）自動車税（環境性能割）等の減免	自動車取得時にかかる税が減免されます。 【申請場所】 長岡自動車協会 TEL：0258-22-1134（平島 1-2）	※対象者及び条件等は、お持ちの手帳の種類や等級によりとなりますので、詳しくは長岡市発行「ともに生きる」をご覧ください。 ※減免の対象となる自動車は、障害者 1 人に対し 1 台です。（営業ナンバー車やリース車は対象外）
②自動車税（種別割）の減免	自動車税（種別割）が減免されます。 【申請場所】 ○自動車登録時 長岡自動車協会 TEL：0258-22-1134（平島 1-2） ○自動車登録時以外（4/1 から納期限まで） 長岡地域振興局 県税部 TEL：0258-38-2510（沖田 2-173-2）	
③軽自動車税（種別割）の減免	軽自動車税（種別割）が減免されます。 【申請場所】 アオーレ 1 階・税金窓口 TEL：0258-39-2212（市民税課） または各支所	

問合せ先：③＝市民税課 TEL：0258-39-2212

①・②は上記担当に直接お問合せください。

○その他くらしに関わる制度

名称	内容	対象者	必要なもの	問合せ
障害者紙おむつ購入費助成事業	各手当受給者で、常時紙おむつが必要な在宅障害者に紙おむつ購入費（１年度当たり限度額 15,000 円）を助成します。 ※日常生活用具として紙おむつの交付を受けている方及び入院・施設入所者は対象外	在宅で常時おむつを使用している３歳以上 65 歳未満で、次のいずれかに該当する方 ①特別児童扶養手当（１級）の対象児童 ②障害児福祉手当受給者 ③特別障害者手当受給者	助成対象者名義の預金通帳	アオーレ長岡福祉課 障害活動係 TEL：0258-39-2343



名称	内容	対象者	必要なもの	問合せ
障害者向け住宅改造費補助事業	重度身体障害者等の住宅を、より快適で安全な住居に改造するための費用を補助します。	- 次のいずれかの手帳の所持者 ①身体障害者手帳 1、2 級 ②療育手帳 A - 身体障害者手帳所持者（じん臓機能障害）で在宅血液透析を行う方	事前にお問い合わせください。	アオーレ長岡福祉課 （障害活動係） TEL：0258-39-2343
長岡市家族介護見舞金支給事業	重複障害者と同居し、常時在宅で介護する家族に対して手当を支給します。	- 次の全ての条件を満たす障害者を家庭で常時介護している方 ①身体障害者手帳の肢体不自由の 1 級から 3 級所持者 ②療育手帳 A または精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ③市民税非課税	支給申請書	

名称	内容	対象者	必要なもの	問合せ
新潟県在宅 重度重複障 害者介護見 舞金支給事 業	在宅の重度重複障 害者を常時介護し ている保護者に対 して手当を支給し ます。	介護見舞金の対象となる障 害者 次の全てを満たす人 ①療育手帳「A」の交付を 受けている人 ②身体障害者手帳（１級） の交付を受けている人 で、次の障害区分の２つ 以上に当てはまる人 ・視覚障害１級、２級 ・聴覚障害２級 ・肢体不自由１級・２級 ・内部障害１級	・支給申請書 ・療育手帳、身体 障害者手帳の写 し ・所得状況届 ・申請者の世帯全 員分の住民票 （「続柄」の記 載のあるもの） ・介護者名義の預 金通帳 ・課税証明書等	新潟県長岡地域 振興局 健康福祉環境部 （地域福祉課） TEL：0258- 33-4937



4. 福祉サービス

相談・申請の流れはP17・18へ

(1) 福祉サービスについて相談をしたい

名 称	内 容	電話番号	住所
こども家庭センター (こども発達相談室)	放課後等デイサービスや児童発達支援など、児童福祉法に基づく通所サービス等に関する相談や申請を受付けています。	0258-36-3727 (月～金 8:30～17:15)	幸町 2-1-1 さいわいプラザ6階
福祉課 障害支援係 または各支所地域振興・市民生活課	日中一時支援や短期入所など、障害者総合支援法に基づく福祉サービス等に関する相談や申請を受付けています。	0258-39-2218 (月～金 8:30～17:15)	大手通 1-4-10 アオーレ長岡
障害者相談支援事業所 (長岡市委託相談支援事業所)	障害がある方が地域の中でともに暮らせるように様々な相談に応じるほか、福祉サービスの紹介や手続きの手伝いなどの支援を行います。	各委託相談支援事業所 ※下記 QR コードより事業所一覧をご覧ください。	
障害児相談支援事業所	福祉サービスの利用にあたって、専門の相談員が相談対応・計画作成を行います。	各計画相談支援事業所 ※P15「ながおかこどもの発達ガイドブック」の QR コードより事業所一覧をご覧ください。	

長岡市委託相談支援事業所の一覧については
長岡市ホームページまで



(2) 事業所に行って支援を受けたい

名 称	内 容	申請場所	対象者
児童発達支援	日常生活における基本動作の支援、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。	こども家庭センター (こども発達相談室)	○未就学の身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
放課後等デイサービス	放課後や休日・長期休暇中において、集団生活への適応や生活能力向上のための支援を行っています。		○小学生～18歳未満の身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
日中一時支援	保護者が不在の際や、保護者の休息のために、障害者施設等で日帰りでの一時的預かり、見守り等の支援を行います。	・福祉課 ・各支所 地域振興・市民生活課	○身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
短期入所 (ショートステイ)	保護者が不在の際や、保護者の休息のために、障害者施設等での宿泊を伴う預かり支援を行います。		○身体、知的または精神障害の児童／難病の児童

※ご利用の際は、ご希望の事業所に医療的ケアの内容と、受入れが可能かを必ず確認してください。

(3) 自宅等に訪問してもらって支援を受けたい

名 称	内 容	申請場所	対 象 者
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育園や学校を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	こども家庭センター (こども発達相談室)	○身体、知的または精神障害の児童／難病の児童
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排せつ等の介護を行います。	・福祉課 ・各支所 地域振興・市民生活課	○身体、知的または精神障害の児童／難病の児童 ※支給には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。
同行援護	視覚障害がある人に、外出時に必要な視覚的情報の提供や移動の援護を行います。		○視覚障害の児童 ※支給には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。		○知的、精神障害または難病の児童 ※支給には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。
移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が著しく困難な児童が、買い物や社会参加、余暇活動のために外出する際の移動を支援します。		○知的または精神障害の児童／難病の児童 ○身体障害者手帳を持っていて、次のいずれかに該当する児童 ・上肢不自由 2 級 1、2 項以上 ・下肢不自由 3 級 1 項以上 ・体幹不自由 3 級以上

※ご利用の際は、ご希望の事業所に医療的ケアの内容と、受入れが可能かを必ず確認してください。

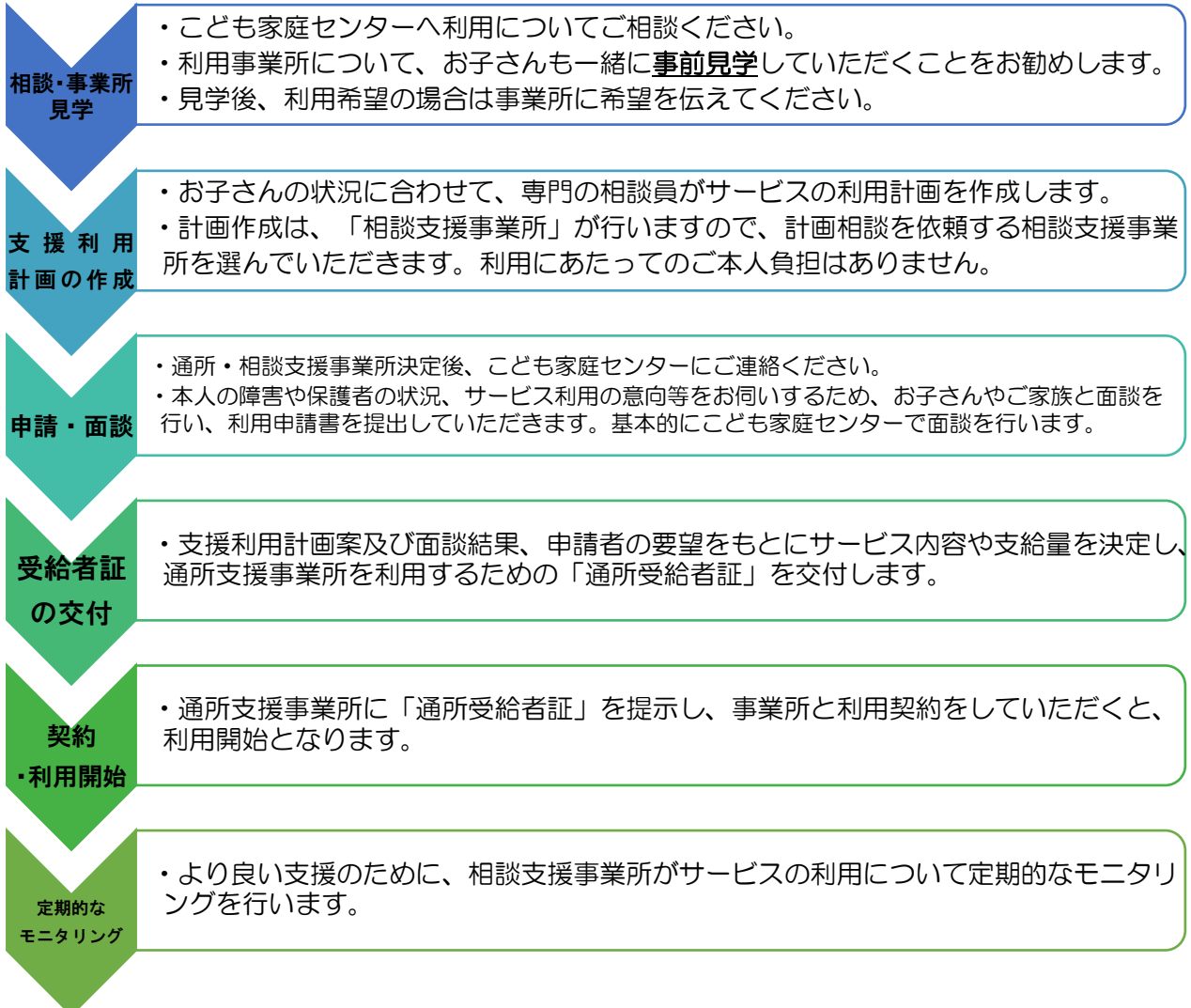
各サービスの事業所については、「ながおかこどもの発達ガイドブック」に一覧が掲載されています！

市のホームページにも掲載されていますので、下記 QR コードよりご覧ください♪



福祉サービス利用の流れ①

児童発達支援／放課後等デイサービス／保育所等訪問支援



● 事業所を利用する場合の自己負担について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度・仕方によって異なります。下記のとおり、世帯の収入状況により負担上限月額が異なります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

(※)各事業所でおやつ代等を別途徴収する場合があります。
(※)なお、障害児支援利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

● 高額障害児通所給付費の償還について

同一世帯で、同月に日中一時支援事業や移動支援事業などの福祉のサービスをご利用の場合、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障害児通所給付費として返金されます。該当される方には、後日、市から申請書等を送付します。

[問合せ]

こども家庭センター
(こども発達相談室)
TEL：0258-36-3727

福祉サービス利用の流れ②

日中一時支援／短期入所／居宅介護／同行援護／行動援護／移動支援

相談・申請

- ・福祉課又は各支所の地域振興・市民生活課、長岡市が委託している相談支援事業所（支援センター）の窓口などで受け付けます。

支援利用 計画の作成

- ・お子さんの状況に合わせて、専門の相談員がサービスの利用計画を作成します。（移動支援、日中一時支援を除く）
- ・計画作成は、「相談支援事業所」が行いますので、計画相談を依頼する相談支援事業所を選んでいただきます。利用にあたってのご本人負担はありません。

面接

- ・本人の障害や介護する方の状況、サービスの利用の意向、生活環境をお伺いするため、家庭訪問により聞き取りをさせていただきます。

受給者証 の交付

- ・調査結果及び申請者の要望をもとにサービスの内容や支給量が決定し、受給者証又は登録証が交付されます。

契約 ・利用開始

- ・サービスを利用する事業者を選択し、受給者証・登録証を提示のうえ、契約を結び、サービスを利用します。
- ・利用者負担額は、事業者に直接お支払いください。

定期的な モニタリング

- ・より良い支援のために、相談支援事業所がサービスの利用について定期的なモニタリングを行います。（移動支援、日中一時支援を除く）

● 事業所を利用する場合の自己負担について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度・仕方によって異なります。下記のとおり、世帯の収入状況により負担上限月額が異なります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

(※)各事業所で食費代等を別途徴収する場合があります。

(※)なお、計画相談支援利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

● 高額障害サービス費の償還について

同一世帯で、同月に放課後等デイサービスなどの福祉のサービスをご利用の場合、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障害福祉サービス費として返金されます。該当される方には、後日、市から申請書等を送付します。

[問合せ]

福祉課 障害支援係

TEL：0258-39-2218

または各支所地域振興・市民生活課

5. 長岡市のその他ガイドブック

◎ともに生きる

障害をお持ちの方向けに、障害者手帳や医療費の助成、福祉サービス、各種割引制度や手当などを紹介しています。市のホームページからもご覧いただけます。

【問合せ】福祉課 TEL：0258-39-2343



◎ながおかこどもの発達ガイドブック

お子さんの発達が気になる方向けに、障害福祉サービスや通所支援サービス等を紹介しています。事業所一覧も掲載されており、市のホームページからもご覧いただけます。

【問合せ】こども家庭センター TEL：0258-36-3727



◎子育てガイド

妊娠期から主に小学生までの長岡市の子育てに関する情報、相談窓口、施設などを紹介しています。お子さんの成長に合わせてご活用ください。市のホームページからもご覧いただけます。

【問合せ】子ども政策課 子ども政策調整班 TEL：0258-39-2300



6. すてやかファイル

お子さんに関わる支援者からお子さんの資料をもらって、として、見せて使う相談支援ファイルです。ライフステージに応じて継続した支援が受けられるように活用します。



【配布先】

就学前：こども家庭センター TEL：0258-36-3727

就学後：学校教育課 特別支援係 TEL：0258-39-2249

ファイルがほしい方は、
園や学校または【配布先】
までご連絡ください♪

7. 子育て支援

◎お子さんの発育・発達について（予防接種・乳幼児健診含む）

退院後の生活についてのこと、育児や子どもの発達、きょうだいのこと等に関することや、子どものライフステージの節目に関する相談及び関係部署との保健福祉に関する連絡・調整について保健師が相談に対応します。

【問合せ】こども家庭センター TEL：0258-36-3790

8. 保育園・認定こども園等への入園

お子さんの様子やご家庭の状況などを丁寧にお聞きし、受入可能な施設の調整や入園に向けた支援を行います。

保育園や認定こども園等への入園をお考えの際は、随時相談を受け付けています。

要件	① 保育の必要性があり（2・3号認定）、集団での保育が可能であること。※満3歳以上の1号認定も同様 ② 保護者による医療的ケアの提供のもと、在宅で安定した生活を送っていること。 ③ 同行受診や面談、医療的ケアの手技指導など、主治医との適切な連携が可能であること。
受入施設	医療的ケア児の受入れ体制が整っている公立または私立の保育園・認定こども園等
利用日・利用時間	原則、祝祭日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時の範囲とし、保護者の就労状況、医療的ケア児の身体状況、施設の看護師等の職員体制などを踏まえ、保護者と相談しながら決定します。
入園の時期	施設の受入れ体制が整い、面談等を経たうえで入園することができます。
申し込みから決定までの流れ	・事前相談 ・入園に向けた面談 ・保育認定の申請 〔4月入園の場合…その前の年の9月頃〕 〔途中入園の場合…随時〕 ・入園先の調整 ・入園申込み ・入園先決定の通知 ※入園申し込みから入園までの間に、「医療的ケアに係る主治医の意見書」や「医療的ケアに係る同意書」などの書類が必要になります。
問合せ	長岡市教育委員会 保育課 TEL：0258-39-2219



9. 教育

◎学びの場の種類

長岡市における特別支援教育

＜通常の学級における指導＞

集団での指導を基本としながら、個に応じた指導・支援を工夫しています。

＜通級による指導＞

通常の学級に在籍し、必要な指導を通級指導教室で受けます。市内には「ことば」「きこえ」「発達」の教室があります。

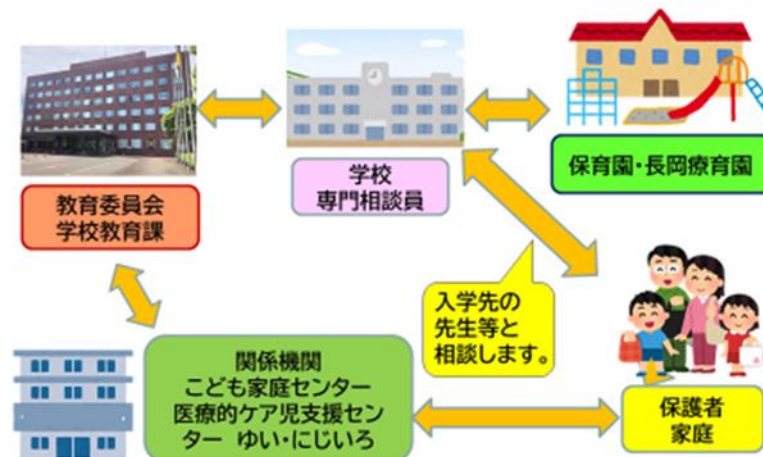
＜特別支援学級における指導＞

個別の指導計画を作成し、子どもの実態に合った指導・支援をします。通常の学級との「交流及び共同学習」も計画的に進めます。市内には「知的」「自閉症・情緒」「肢体不自由」「弱視」「病弱・身体虚弱」があります。

＜特別支援学校における指導＞

個別の指導計画を作成し、子どもの実態から指導内容・方法を工夫した、きめ細かく丁寧な指導を行います。市内には「総合支援学校」「高等総合支援学校」「柏崎特別支援学校のぎく分校」「長岡聾学校」があります。

◎相談の流れ



◎相談の申込方法



就学相談は基本的には年長児からスタートしますが、医療的ケアや環境の面で心配な場合は、それよりも前の段階(年中児)に就学相談を申込むと、就学先やケアに必要な準備等が安心して進められます。
まずは、相談したい内容をご記入の上、在籍園または学校教育課へご提出ください。
連絡先: 学校教育課 TEL: 0258-39-2249

10. 緊急時に備えて

1. 災害時に備える

災害は予期せぬ出来事であり、私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼす可能性があります。日頃から「災害が起きた時の行動」をイメージし、できるだけスムーズに行動ができるように各家庭に合わせた備蓄品の準備や対策などの備えを行うことが大切です。

◆事前に確認しよう！！◆

●ハザードマップの確認

ハザードマップを確認し、自然災害が発生した時に自宅や地域のどこが危険かをあらかじめ確認しておきましょう。



●避難所・避難経路の確認

いざ災害が起きた時に慌てずに避難するためにも、自宅の地域の避難所や自宅からの避難経路などをあらかじめ確認しておき、円滑に避難できるようにしておきましょう。



●備蓄品・非常持ち出し品の確認

避難先で必要なものは各家庭によって様々です。自分や家族にとって必要なものを考え、日頃から準備しておきましょう。



◆事前に登録しよう！！◆

●長岡市公式LINE

友だち登録者全員に避難情報を配信します。避難所の位置、混雑状況がわかる地図やハザードマップなどにも簡単にアクセスできます。



●ながおかDメールプラス

気象や避難などの防災情報に加え、防犯情報や熱中症警戒情報など様々な市内の緊急情報を配信します。また、市内を12地域に区分し、各地域の緊急情報を配信します。



●長岡市防災X(旧 Twitter)

長岡市の公式アカウントです。防災情報など、「ながおか防災ホームページ」と連携して情報を配信します。



2. 緊急時に備える

急な病気や事故に遭った時は気持ちが動転し、自分や家族の状態を正しく伝えることが難しくなります。安心な暮らしを支えるためにも、もしもの時の備えが大切です。

◆事前に登録しよう！！◆

●フェニックスネット・緊急時あんしんカード

医療情報や緊急連絡先などをあらかじめ登録しておくことで、救急搬送時に救急隊及び搬送先病院が情報を確認でき、迅速な救急搬送につながります。カードを自宅の目立つ場所に貼ったり、携帯版を財布やカバンに入れておくことで、「いざという時の備え」に役立ちます。



～×㊦～

～×㊦～

～×㊦～

医療的ケアが必要なお子さんと家族のためのガイドブック

長岡市教育委員会子ども未来部子ども家庭センター
〒940-0084 長岡市幸町 2-1-1 さいわいプラザ6階
TEL：0258-36-3727 FAX：0258-39-7860

令和7年2月発行
令和7年8月改定